

# 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち 建築工事（４）

徳島県県土整備部営繕課




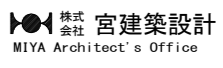
課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-000	表紙	A-050	階段詳細図(7)	A-104	建具詳細図(2)	A-158	バックネット詳細図(2)
A-001	図面リスト	A-051	壁詳細図	A-105	建具詳細図(3)	A-159	防球フェンス詳細図(1)
A-002	共通仕様書(1)	A-052	1階平面詳細図(1)	A-106	アルミ建具詳細図(1)	A-160	防球フェンス詳細図(2)
A-003	共通仕様書(2)	A-053	1階平面詳細図(2)	A-107	アルミ建具詳細図(2)	A-161	防球ネット詳細図(1)
A-004	共通仕様書(3)	A-054	1階平面詳細図(3)	A-108	アルミ建具詳細図(3)	A-162	防球ネット詳細図(2)
A-005	建築工事特記仕様書(1)	A-055	1階平面詳細図(4)	A-109	アルミ建具詳細図(4)	A-163	防球ネット詳細図(3)
A-006	建築工事特記仕様書(2)	A-056	2階平面詳細図(1)	A-110	アルミ建具詳細図(5)	A-164	衝撃緩衝材詳細図(1)
A-007	建築工事特記仕様書(3)	A-057	2階平面詳細図(2)	A-111	アルミ建具詳細図(6)	A-165	衝撃緩衝材詳細図(2)
A-008	建築工事特記仕様書(4)	A-058	2階平面詳細図(3)	A-112	アルミ建具詳細図(7)	A-166	昇降機設備詳細図(1)
A-009	建築工事特記仕様書(5)	A-059	2階平面詳細図(4)	A-113	アルミ建具詳細図(8)	A-167	昇降機設備詳細図(2)
A-010	建築工事特記仕様書(6)	A-060	3階平面詳細図(1)	A-114	アルミ建具詳細図(9)	A-168	昇降機設備詳細図(3)
A-011	建築工事特記仕様書(7)	A-061	3階平面詳細図(2)	A-115	移動間仕切り詳細図(1)	A-169	昇降機設備詳細図(4)
A-012	建築工事特記仕様書(8)	A-062	3階平面詳細図(3)	A-116	移動間仕切り詳細図(2)	A-170	1階サインキーブラン
A-013	建築工事特記仕様書(9)	A-063	3階平面詳細図(4)	A-117	移動間仕切り詳細図(3)	A-171	2階サインキーブラン
A-014	耐震・耐風圧 天井補強 特記・要領図	A-064	4階平面詳細図(1)	A-118	移動間仕切り詳細図(4)	A-172	3階サインキーブラン
A-015	建築工事補足仕様書(1)	A-065	4階平面詳細図(2)	A-119	部分詳細図(1)	A-173	4階サインキーブラン
A-016	建築工事補足仕様書(2)	A-066	4階平面詳細図(3)	A-120	部分詳細図(2)	A-174	サイン詳細図(1)
A-017	建築工事補足仕様書(3)	A-067	4階平面詳細図(4)	A-121	部分詳細図(3)	A-175	サイン詳細図(2)
A-018	工事区分図	A-068	展開図(1)	A-122	部分詳細図(4)	A-176	仮設計画図(1)
A-018-2	工事区分図	A-069	展開図(2)	A-123	部分詳細図(5)	A-177	仮設計画図(2)
A-019	公園全体配置図	A-070	展開図(3)	A-124	部分詳細図(6)	A-178	外構計画図(1)
A-020	配置図	A-071	展開図(4)	A-125	部分詳細図(7)	A-179	外構計画図(2)
A-021	現況図	A-072	展開図(5)	A-126	部分詳細図(8)	A-180	外構計画図(3)
A-022	支障物件図	A-073	展開図(6)	A-127	部分詳細図(9)	A-181	外構計画図(4)
A-023	建築面積 求積図・面積表	A-074	展開図(7)	A-128	1・2階手摺キーブラン	A-182	外構詳細図(1)
A-024-1	延床面積 求積図・面積表(1)	A-075	展開図(8)	A-129	3・4階手摺キーブラン	A-183	外構詳細図(2)
A-024-2	延床面積 求積図・面積表(2)	A-076	展開図(9)	A-130	屋根詳細図(1)	A-184	外構詳細図(3)
A-024-3	延床面積 求積図・面積表(3)	A-077	展開図(10)	A-131	屋根詳細図(2)	A-185	屋外スロープ詳細図(1)
A-024-4	延床面積 求積図・面積表(4)	A-078	展開図(11)	A-132	屋根詳細図(3)	A-186	屋外スロープ詳細図(2)
A-025	仕上表(特記)	A-079	水廻り詳細図(1)	A-133	屋根詳細図(4)	A-187	屋外スロープ詳細図(3)
A-026	仕上表 バックネット裏スタンド (参考)	A-080	水廻り詳細図(2)	A-134	屋根詳細図(5)	A-188	1階法規チェック図
A-027	寸法基準図	A-081	水廻り詳細図(3)	A-135	屋根詳細図(6)	A-189	2階法規チェック図
A-028	1階平面図	A-082	水廻り詳細図(4)	A-136	エキスパンションジョイント詳細図(1)	A-190	3階法規チェック図
A-029	2階平面図	A-083	水廻り詳細図(5)	A-137	エキスパンションジョイント詳細図(2)	A-191	4階法規チェック図
A-030	3階平面図	A-084	水廻り詳細図(6)	A-138	エキスパンションジョイント詳細図(3)	A-192	工事仮設用地盤改良図
A-031	4階平面図	A-085	水廻り詳細図(7)	A-139	観客席詳細図(1)		
A-032	屋根伏図	A-086	水廻り詳細図(8)	A-140	観客席詳細図(2)		
A-033	ビット平面図	A-087	水廻り詳細図(9)	A-141	観客席詳細図(3)		
A-034	立面図(1)	A-088	水廻り詳細図(10)	A-142	観客席詳細図(4)		
A-035	立面図(2)	A-089	水廻り詳細図(11)	A-143	観客席詳細図(5)		
A-036	断面図(1)	A-090	1階天井伏図	A-144	観客席詳細図(6)		
A-037	断面図(2)	A-091	2階天井伏図	A-145	観客席詳細図(7)		
A-038	矩計図(1)	A-092	3階天井伏図	A-146	観客席詳細図(8)		
A-039	矩計図(2)	A-093	天井開口・天井点検口リスト	A-147	観客席詳細図(9)		
A-040	矩計図(3)	A-094	1階建具キーブラン	A-148	観客席詳細図(10)		
A-041	矩計図(4)	A-095	2階建具キーブラン	A-149	断熱範囲図		
A-042	矩計図(5)	A-096	3階建具キーブラン	A-150	防水範囲図(1)		
A-043	矩計図(6)	A-097	建具工事特記仕様書	A-151	防水範囲図(2)		
A-044	階段詳細図(1)	A-098	建具表(1)バックネット裏スタンド	A-152	屋根・4階雨水排水系統図		
A-045	階段詳細図(2)	A-099	建具表(2)バックネット裏スタンド	A-153	3階雨水排水系統図		
A-046	階段詳細図(3)	A-100	建具表(3)バックネット裏スタンド	A-154	2階雨水排水系統図		
A-047	階段詳細図(4)	A-101	建具表(4)バックネット裏スタンド	A-155	1階雨水排水系統図		
A-048	階段詳細図(5)	A-102	建具表(5)バックネット裏スタンド	A-156	ビット雨水排水系統図		
A-049	階段詳細図(6)	A-103	建具詳細図(1)	A-157	バックネット詳細図(1)		

設計者	法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	●図面番号								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">一級建築士 第286776号 渡邊 和幸</td> <td style="width:25%;">一級建築士 第298249号 土生 達哉</td> <td style="width:25%;">一級建築士 第386121号 山本 匡希</td> <td style="width:25%;">一級建築士 第000000号 池田 葵</td> </tr> <tr> <td style="width:25%;">一級建築士 第313839号 高原 正行</td> <td style="width:25%;">設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明</td> <td style="width:25%;"></td> <td style="width:25%;"></td> </tr> </table>	一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明			徳島県土木整備部営繕課	外山 博文	17992	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(4)	A-001
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 池田 葵										
一級建築士 第313839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明												
					●縮尺								
					図面リスト								





章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																				
一 章  一 般 共 通 事 項	I. 工事概要	徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。			◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。																					
	1. 工事名称	鳴門市撫養町立岩四枚61番地						◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。																				
	2. 工事場所		8. 施工体制台帳及び施工体系図	◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）			◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。																					
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>RC造一部S造 地上4階・地下0階</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>261,079.98 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>19,413.67 (m<sup>2</sup>)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>1項イ</td></tr> </table>						建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」	構造・規模	RC造一部S造 地上4階・地下0階	敷地面積	261,079.98 (m <sup>2</sup> )	延床面積	19,413.67 (m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第1の区分	1項イ											
建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」																											
構造・規模	RC造一部S造 地上4階・地下0階																											
敷地面積	261,079.98 (m <sup>2</sup> )																											
延床面積	19,413.67 (m <sup>2</sup> )																											
消防法施行令別表第1の区分	1項イ																											
	4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建築工事(第1工区)</td><td>内野スタンドのうちバックネット裏スタンド</td></tr> <tr><td>建築工事(第2工区)</td><td>内野スタンドのうち1塁側スタンド</td></tr> <tr><td>建築工事(第3工区)</td><td>内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ</td></tr> <tr><td>建築工事(第4工区)</td><td>バックネット裏スタンド上部の鉄骨護屋根</td></tr> <tr><td>電気設備工事</td><td>電気設備工事</td></tr> <tr><td>管工事</td><td>給排水衛生設備工事</td></tr> <tr><td>空調工事</td><td>空調設備工事</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>アスファルト舗装、カラー舗装(路床より上部分)</td></tr> <tr><td>外構工事</td><td>外構工事(舗装工事を除く)</td></tr> <tr><td>浄化槽工事</td><td>浄化槽工事</td></tr> <tr><td>大型映像装置改修工事</td><td>大型映像装置改修工事、太陽光発電パネル工事</td></tr> </tbody> </table>	種目	工事概要	建築工事(第1工区)	内野スタンドのうちバックネット裏スタンド	建築工事(第2工区)	内野スタンドのうち1塁側スタンド	建築工事(第3工区)	内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ	建築工事(第4工区)	バックネット裏スタンド上部の鉄骨護屋根	電気設備工事	電気設備工事	管工事	給排水衛生設備工事	空調工事	空調設備工事	舗装工事	アスファルト舗装、カラー舗装(路床より上部分)	外構工事	外構工事(舗装工事を除く)	浄化槽工事	浄化槽工事	大型映像装置改修工事	大型映像装置改修工事、太陽光発電パネル工事	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。	◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
種目	工事概要																											
建築工事(第1工区)	内野スタンドのうちバックネット裏スタンド																											
建築工事(第2工区)	内野スタンドのうち1塁側スタンド																											
建築工事(第3工区)	内野スタンドのうち3塁側スタンド、ブリッジ																											
建築工事(第4工区)	バックネット裏スタンド上部の鉄骨護屋根																											
電気設備工事	電気設備工事																											
管工事	給排水衛生設備工事																											
空調工事	空調設備工事																											
舗装工事	アスファルト舗装、カラー舗装(路床より上部分)																											
外構工事	外構工事(舗装工事を除く)																											
浄化槽工事	浄化槽工事																											
大型映像装置改修工事	大型映像装置改修工事、太陽光発電パネル工事																											
	5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。																									
	II. 営繕工事共通仕様書		9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。			◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。																					
	1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）</li> <li>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>木造建築工事標準仕様書 令和4年版</li> <li>建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版</li> <li>建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）</li> <li>公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版</li> <li>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版</li> <li>敷地調査共通仕様書 令和4年版</li> </ul> <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。）</li> <li>建築改修工事監理指針（令和4年版）</li> <li>電気設備工事監理指針（令和4年版）</li> <li>機械設備工事監理指針（令和4年版）</li> </ol>						◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。																				
	2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。	10. 施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。			◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。																					
	3. 工事実績データの登録	<ol style="list-style-type: none"> <li>質問回答書（②から⑤に対するもの）</li> <li>補足説明書</li> <li>建築工事特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）、補足仕様書</li> <li>図面</li> <li>公共建築工事標準仕様書等</li> </ol> <p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>						◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。																				
	4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。		◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。			◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある																					
	5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。						◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。																			
	6. 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。  ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。  ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。			◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり・なし）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-IIによること。																					
								◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。  ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。	11. 交通安全管理																			
							12. 発生材の処理等																					

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）	●図面番号 A-002	 
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉		一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第6211号 高原 正行	浅山 明	17992					

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」に記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p>																				
	13. 材料・製品等			14. 化学物質を発生する建築材料等		<p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標丈等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用しよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用しよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びビスチレンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないが、発散が極めて少ないものとする。</p>																
			15. 施工		<p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標丈記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當轄課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>																	
					<p>16. 建設機械等</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総機第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税職員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔現場の実施を希望する場合は、「宮繕工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「宮繕工事の遠隔現場に関する試行要領」に基づき遠隔現場を試行しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用しよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千円未満</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千円以上5千円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千円未満	1回	1回	3千円以上5千円未満	1回	2回	5千円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回		
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																				
3千円未満	1回	1回																				
3千円以上5千円未満	1回	2回																				
5千円以上1億円未満	1回	2回																				
1億円以上	2回	3回																				
					<p>設計者</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>一級建築士 第286776号 渡邊 和幸</td> <td>一級建築士 第298249号 土生 達哉</td> <td>一級建築士 第386121号 山本 匡希</td> <td>一級建築士 第13839号 梅垣 大雅</td> <td>一級建築士 第000000号 池田 葵</td> <td>一級建築士 第313839号 高原 正行</td> <td>設計番号 17992 浅山 明</td> </tr> </table> <p>法適合確認欄</p> <p>検査者 外山 博文</p> <p>特記 徳島県県土整備部宮繕課</p> <p>●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）</p> <p>●図面番号 A-003</p> <p>●図尺 -</p> <p>●共通仕様書（2）</p> <p>●図面番号 A-003</p> <p>●図尺 -</p> <p>株式会社 宮建築設計 株式会社 神設計 関西支社 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</p>	一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第13839号 梅垣 大雅	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設計番号 17992 浅山 明										
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉	一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第13839号 梅垣 大雅	一級建築士 第000000号 池田 葵	一級建築士 第313839号 高原 正行	設計番号 17992 浅山 明																

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項								
一 章 一 般 共 通 事 項	22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする）</li> <li>・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）、電子データ2部）</li> <li>・使用材料一覧表（4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部）</li> <li>・保全に関する資料</li> </ul> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真的に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ						
	区 分	サ イ ズ														
	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ														
	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ														
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ															
	23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>														
	24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）</p> <p>(1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。</p> <p>(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>(3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。</p> <p>(5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>														
	25. 公共事業労務費調査	<p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>														
	26. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>(2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。</p> <p>(3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>														

設計者		法適合確認欄		検証者		設計番号		特記		徳島県県土整備部営繕課		●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）		●図面番号 A-004		 <b>AZUSA SEKKEI</b> <small>Architects, Engineers &amp; Consultants</small>		 <b>株式会社 宮建築設計</b> <small>MIYA Architect's Office</small>	
一級建築士 第286776号	一級建築士 第298249号	一級建築士 第386121号	一級建築士 第000000号	一級建築士 第313839号	一級建築士 第6211号	一級建築士 第000000号	17992						●図面名 共通仕様書（3）	●縮尺 —	<small>株式会社 梓設計 関西支社</small> <small>一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号</small>		<small>株式会社 宮建築設計</small> <small>一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号</small>		
渡邊 和幸	土生 達哉	山本 匡希	梅垣 大雅	池田 葵	高原 正行	浅山 明			外山 博文										



1. 設計概要
建物名称 鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」
建築主 徳島県
工事種目 新築・増築・改築・改修・その他
用途地域 準工業地域
容積率 60%
建築面積 8,187.93㎡

第3種地域
第1種地域
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年版）」耐震安全性の分類に準ずる
建築物(種名)
①内野スタンド ②ブリッジ ③
A類の外部及び特定室
B類及びA類の一般室
建築設備の水平震度は下表による

区分
項目
1 地中梁の連通管、通気管及び人孔の製作、設置及び補強
2 地下室等の二重壁内の水抜き管の製作及び設置
3 S、SRC造梁貫通鋼管スリーブの製作、設置及び補強
4 RC造梁貫通スリーブの製作及び設置

区分
項目
1 自家発電設備用オイルタンク及びサービスタンク迄の油配管工事
2 サービスタンク用防油堤躯体及び仕上げ
3 自家発電設備用一次側給排水配管工事
4 自家発電用給排水設備工事

設計者
一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士
第286776号 第298249号 第386121号 第000000号 第313839号
渡邊 和幸 土生 達哉 山本 匡希 梅垣 大雅 池田 葵 高原 正行

AZUSA SEKKEI
株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
徳島県土整備部管轄
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(4)

IV. 建築工事特記仕様書

1 共通仕様

2 特記事項

項目 特記事項

1章 各章共通事項

1 建築材料等

2 特別な材料の工法

3 施工条件

4 発生材の処理等

5 着工時・中間時及び完成時の提出書類

6 竣工写真等

7 完成時の提出図書

完成図の種類及び記入内容

区分	種類	記入内容(下記及び監理者の指示する内容)
一般図	設計概要書	建物と概要、内外仕上表、敷地・建物の面積表
	配置図及び案内図	建物と敷地の関係、外構計画概要
	各階平面図	室名、室面積、耐震壁の位置
	各立面図	外壁仕上げ、打線目地、伸縮目地
	断面図	標準地盤面、道路、隣地斜線、階高、天井高、(2面以上作成)
	矩計図	基本的寸法、対応した平面図、立面図
	平面詳細図	必要な寸法・仕上げ、各部分納まり
	部分詳細図	必要な寸法・仕上げ、各部分納まり
	展開図	天井高、主要な仕上げ
	各種伏図	天井伏図、床伏図、屋根伏図、主要な仕上げ
建築図	仕上げ表	建物外部・内部の仕上げ
	建具表	建具の各仕様、防火性能
	特記仕様書	
	法規チェック図	防火区画、防煙区画、防火設備(戸)
	防災計画書	防火区画、防煙区画、防火設備(戸)
	外構図、植栽図	舗装種別、土木工作物、樹種等
	その他	その他監理者が指示する図面 設計図書一式

※完成図は設計図書データを使用し、施工に変更になった箇所を更新し、作成すること。また、完成図は施工者にて作成・修正し、監理者の確認を受けること。

完成図の種類及び記入内容(補1.7.1)

区分	種類	記入内容(下記及び監理者の指示する内容)
構造図	各伏図	杭、基礎、柱、梁、床、必要な寸法・符号
	軸組図	杭、基礎、柱、梁、必要な寸法・符号
	断面表	寸法、鉄筋、鉄骨
	架橋図	配筋、必要な寸法
	詳細図	必要な寸法・符号、配筋
	床荷重表	
	床荷重伏図	
	特記仕様書	
	その他	
	施工図等	総合図 一式 躯体図 必要な寸法、納まり、符号 作成した施工図、製作一式

※ディスクによる竣工データファイル(ディスク: 3セット) (補1.7.2)  
※作成する範囲は完成写真、完成図及び保全に関する資料とする。

竣工BIMデータ

作成する	作成しない	
点群データ	作成する(箇所・範囲は図示)	作成しない

図示によるほか、工事区分による(○印により適用する)。但し、疑義を生じた場合は工事着手前に質疑応答をもって確認する。  
設備工事など他の工事との取合わせ部分は、補強納まり仕上げなどを検討できる施工図を提出して監理者の承諾を受ける。

作成図面の種別(補1.5.1)

種類	平面図	天井伏図	天井内伏図	展開図	その他
総合図	※1/50 ※1/100	※1/50	※1/50(指定室)	※1/50(指定室)	・
総合施工図	※1/50 ※1/20	※1/50	※1/50(指定室)	※1/50(指定室)	・

躯体開口について建築、構造、設備間の整合確認を目的として総合図調整時に「開口確認会議」を実施する。  
各工期間の相互調整完了後の総合図、総合施工図(詳細寸法等を記述した立面)の監理者による取扱い。  
※確認を行う ・ 承諾を行う

受注者は当該工事の施工管理に当たり、日常工事に直接関わる現場作業所職員の構成とは別に、施工品質の自主的管理を目的とする自主施工管理者を選任し、この者を含めた自主施工管理体制を組織し、品質管理を徹底すること。当該自主施工管理者は、品質管理上の重要な事項と時期及び監理者の指示する事項について、施工品質の確保のための指導、監督を実施すること。尚、指導、監督を実施した事項は、記録し監理者に報告すること。(補1.7.5)

工事期間中、施工品質の管理と現場の円滑な運用を目的として、工程表・工事写真・議事録・その他、現場情報をインターネットを使用して情報交換が可能とすること。

1 現場情報の電子的な情報交換

2 技能士

工事種別	技能職種	工事種目	技能職種
仮設工事	とび	屋根及び	建築板金(内外装板金作業)
鉄筋工事	鉄筋施工(鉄筋組立て作業)	とい工事	スレート施工
コンクリート工事	型枠施工	金属工事	内装仕上げ施工
鉄骨工事	鉄工(構造物鉄工作業)		(鋼製下地工作業)
ブロック及びALC工	ブロック建築	左官工事	左官
ALCパネル工事	ALCパネル施工	建具工事	サッシ施工
防水工事	防水施工		ガラス施工
	・アスファルト防水工事作業		自動ドア施工
	○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	カーテンウォール工	カーテンウォール施工
	・アクリルゴム系塗膜防水工事作業	塗装工事	塗装(建築塗装作業)
	・合成ゴム系シート防水工事作業	内装工事	内装仕上げ施工
	○強化ビニルシート防水工事作業		○プラスチック系床仕上げ工事作業
	○セメント系防水工事作業		○ボード仕上り工事作業
	○シーリング防水工事作業		○表装(壁装作業)
	・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	舗装工事	○カーペット系床仕上げ工事作業
	・FRP防水工事作業		・溶融ペイント/ドマーカー工事作業
石工事	石材施工(石張り作業)	植栽工事	・加熱ペイント/ドマーカー工事作業
タイル工事	タイル張り		
木工事	建築大工		

※各工事種目の技能士資格は1級を原則とする。  
※タイル工事施工計画書作成に当たり、左官工事との整合を図ると共に1級技能士による内容確認を行う。

性能試験

性能試験の範囲及び内容は、各工事特記仕様書の性能試験の項目による。(要する費用は工事請負金額に含む。)(補1.7.2)  
構造関係の試験は、建築工事特記仕様書(10)<1>構造関係(1)<2>の各項目による。

14 試験及び検査の立会い

15 設計G.L

※図示 ・ 設計G.L=現状G.L( )

16 作品の対外発表

17 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料等の選定にあたっては、環境への配慮を行う。(1.4.1)  
化学物質の濃度測定は建築工事特記仕様書(6)19室内装工事2.健康障害への対策による。(1.5.9)

18 合法木材の証明書等

本工事に使用する木材は、持続可能な森林から産出された合法木材であることし証明書等を監理者に提出する。(県産木材を使用する)

19 建築物省エネ法対応

建築物省エネ法 ※適合・届出・対象外  
省エネ計算の方式 ・ モデル建物法 ○標準入力法  
※適合の場合は、省エネ基準工事監理報告書において確認の必要な資料(納入仕様書、自主検査記録書、試験成績書等)を作成し監理者の指示により整理し提出する。

20 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事(以下「関連工事等」という。)について、監理者の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。(1.1.7)

2 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に528日間配置すること。  
○本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられている。  
○警備員は、1工区 延825人(昼1人:うち検定合格警備員0人)、2工区 延1,056人(昼2人:うち検定合格警備員0人)、3工区 延528人(昼1人:うち検定合格警備員0人)を見込んでいます。  
○警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監理者へ提出すること。  
○配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。  
○受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実地調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部以降の二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。  
○受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ提出しなければならない。

2 産業廃棄物の処理

○産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。  
(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	所在地(処分区)	運搬距離(km)	処分費(概算、円)	単位
汚泥	(財)徳島県環境整備公社(徳島支部)	板野郡板野町大字野呂6番地	8.4	12,800	t

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を作成し、増額変更を行うことがある。  
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。  
また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

2章 仮設工事

1 仮囲い

危険防止及び保安上支障のないものとし、工事現場周囲に体裁よく設ける。  
○鋼板製(※ペイント仕上)・塗装なし 高さ ※3m ・ m 程度)  
・ 刺鉄線(高さ m程度)

2 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

3 足場等

○仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。  
①労働安全衛生法に基づく構造規格  
②(一社)仮設工業会の認定基準  
また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。  
○労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く。)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。  
届出をおこなった場合は、監督員に報告すること。  
届出不要の場合は、その監督員に報告すること。  
○労働安全衛生法第88条に基づく届出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。  
○足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。また、足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。  
○受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが6メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

4 監理者事務所

※随時整理のため、可能な範囲で下記スペース、備品の準備、共有のすること。  
※設ける 規模 ・ 10m<sup>2</sup> ・ 20m<sup>2</sup> ・ 35m<sup>2</sup> ・ 65m<sup>2</sup> ・ 100m<sup>2</sup> ・ m<sup>2</sup> 程度 (2.3.1(1))  
・ 設けない

5 監理者事務所備品

備品 ○机、椅子、書棚、黒板、製図板、掛時計、寒暖計 (2.3.1(2))(7)(4))  
○ゴム長靴、雨合羽、防寒服、保護帽、懐中電灯、安全帯、安全靴  
○電話機、ファクシミリ、コピー機(通信費、複写費、工事連絡便を含む)  
○衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機  
○パソコン機器一式(○外付け記憶装置 ○アプリケーションソフト ○印刷装置 ○LAN設備 ○インターネット設備 ○web会議一式を含む)  
数量 ○監理者人数と必要に応じた数量とする。

3章 土工事

1 根切り

○周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。  
○敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。  
○根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2 排水

○工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3 埋戻し及び盛土

種別 ・ A種 ○B種 ・ C種 ・ D種 (3.2.3(2))(表3.2.1)  
C種の場合建設発生土受入量 m<sup>3</sup>、発生場所  
※機器により締め固めること。

4 建設発生土の処理

※工事現場外に搬出し関係法令等に基づき適切に処理する。(3.2.5)  
(残土処理事業許可通知書の写しを提出すること)  
・ 工事現場内指示の場所に敷均す。  
・ 工事現場内指示の場所に堆積する。  
・ 工事現場外指定場所に処分(搬出調査等を監理者に提出する。)  
※指定された処分場以外への処分は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。  
※民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m<sup>3</sup>までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。  
※土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

○最終処分場の指定  
排出土:普通土  
会社名:松浦開発興業(株)  
所在地:徳島県撫養町木津字イケヤ谷1449番6ほか10番  
処分単価:3,400円/㎡  
運搬距離:鳴門総合運動公園から処分場までの距離 7.1km

5 山留め

○山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を確認するとともに、安全管理に必要な計測を行うこと。  
山留め壁等 ○撤去  
鋼矢板等の抜き跡の処理 ○直ちに砂で充填する ・

4章 地業工事

1 床下防湿層等

防湿層・断熱層	防湿層材料	断熱層材料	範囲
○A種	ポリエチレンフィルム厚0.15mm以上	—	※図示・
○B種	ポリエチレンフィルム厚0.15mm以上	ポリスチレンフォーム厚 25mm	※図示・
・C種	—	木綿セメント板 厚 mm	※図示・

注)木綿セメント板は寒冷地、凍結の恐れのある箇所では使用しないこと。  
○床下防湿層は、重ね合わせ及び基礎梁際のみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。  
○防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

\*ここに記載以外は建築工事特記仕様書(10)<構造関係(1)>参照

5章 鉄筋工事

建築工事特記仕様書(10)<構造関係(1)>参照

6章 コンクリート工事

1 コンクリートの仕上り

せき板の種別	仕上りの程度	適用箇所
○合板	○A種 化粧打放し仕上げ	○ クリア塗装、素地仕上げの面
	○B種 打放し仕上げ	※仕上げ塗材仕上げ面
	○C種 打放しのまま	○ 基礎、ビット等、上記以外

設計者					法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants 株式会社 特設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(〒) 500 034号		株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号	
一級建築士 第286776号 渡邊 和幸	一級建築士 第298249号 土生 達哉		一級建築士 第386121号 山本 匡希	一級建築士 第000000号 梅垣 大雅		一級建築士 第313839号 池田 葵	一級建築士 第17992号 高原 正行	一級建築士 第6211号 浅山 明	外山 博文	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(4)	A-006			

コンクリートの仕上り平たんさ (6.2.5(2)(イ))(表6.2.5)
種類 適用部位
a種 柱・梁・壁
b種 ※化粧放しコンクリート、塗装仕上げ、壁紙張り、接着剤による陶磁器質タイル張り
c種 ※仕上げ塗材塗り
※セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り、モルタル塗り、胴縁

2 型枠

材料 (6.8.2)
せき板の種類 規格 厚さmm 適用箇所
木製 合板 JAS規格(表面加工品) ※12 外壁部(ハネコート)
金属製 鉄骨工事(7.2.7)による(構造特記7.2)
ゴム製 EVシート外壁
断熱材兼用 ※7ミッド粉混入木繊維シート ・30・40・50

3 耐震スリット

スリットの種類(設置位置、形状は構造図による。)
方向 耐火性能 防水性能
垂直方向 ※完全(貫通型)スリット
水平方向 ※完全(貫通型)スリット

4 土間コンクリート

壁際伸縮調整目地 ※設ける(材料 エラストイト同等品 厚さ 15mm)
※設けない

8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事
1 建築用コンクリートブロック
補強コンクリートブロック造
材料 ブロック 種類 図示 ※空調ブロックC(16)
モルタル調合 ※表8.2.1
表8.2.2以外のレディミクストコンクリート※呼び強度21 N/mm<sup>2</sup>スランプ21cm
各部の配筋 ※図示
目地仕上げ ※押し目地仕上げ ・化粧目地仕上げ
まくさを受ける間口部両側のブロックのモルタル及びコンクリートの充填範囲
コンクリートブロック帳壁及び塀
材料 ブロック 種類 ※表8.3.1による 図示
正味厚さ ・100mm ・120mm 150mm ・190mm
モジュール呼び寸法 400x200
塀の場合の化粧の有無 ※無 ・有
塀に用いるブロックの正味の厚さ
塀の高さが2m以下の場合120mm、2mを超える場合150mm
壁鉄筋の継手定着及び末端部の折り曲げ形状
各部の配筋

3. 押出成形セメント板(EGCパネル)

材料 (8.5.2)(8.5.3)(8.5.4)(表8.5.1)(表8.5.2)
パネルの種類 形状 厚さ(mm) 幅(mm) 工法の種別 備考
外壁パネル ・F(フラットパネル) ・50・60 ・600 ・A種
・D(デザインパネル) ・50・60 ・900 ・B種
・T(タイルベースパネル) 60
間仕切壁パネル ・F(フラットパネル) ・50・60 ・600 ・B種
・D(デザインパネル) ・50・60 ・900 ・C種
・T(タイルベースパネル) 60

9章 防水工事

1. アスファルト防水
種類 工法 種別 施工箇所
※熱工法
常温工法
トーチ工法
改質アスファルトルーフィングシート 種類 ※非露出複層防水用R種 厚さ ※5.5mm以上
露出複層防水用R種 厚さ 5mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類 ※非露出複層防水用R種 厚さ ※5.5mm以上
露出防水工法の端部押え金物
材種 ※アルミニウム製
形状寸法 ※L-30x15x2.0(mm)
保護防水工法の端部押え金物
材種 ※アルミニウム製 ・SUS製
形状寸法 ※FB-20x2.5(アルミニウム製) ・L-30x12x2.0(SUS製)

ALCパネル
材料 (8.4.2(1))(表8.4.2)
区分 表面形状 単位重量 N/m<sup>2</sup> 厚さ mm 幅 mm 長さ mm 耐火性能等
外壁大パネル フラット 100 600 100
外壁小パネル フラット 100 600 100
間仕切壁パネル フラット 100 600 100
屋根パネル
床パネル
外壁パネル構法
壁種別 建物高さ18m以下 建物高さ18m超31m以下
縦壁 ※A種
横壁 ※B種
耐風圧性能 ※建築工事特記仕様書(1)の設計気象条件による。
耐震性能 ※建築工事特記仕様書(1)の耐震安全性の分類による。
間仕切壁パネル構法
壁種別 階層が連続する場合 スラブ間に用いる場合
縦壁 ※C種
横壁 ※D種
耐震性能 ※建築工事特記仕様書(1)の耐震安全性の分類による。
屋根パネル構法 ※敷設筋構法
床パネル構法 ※敷設筋構法
外壁パネルのバネ幅、最小限度 ※300mm
外壁パネルの短辺小口相互の接合部の伸縮目地幅 ※10mm~20mm
外壁パネルの出隅、入隅部の伸縮目地幅 ※10mm~20mm
パネルコーナ部の処理 外壁パネル
間仕切壁パネル
間仕切壁パネルの伸縮目地
パネル接合部シーリング
伸縮目地への耐火目地材の充填

4 塗膜防水

種類 工法 種別 施工箇所
X-1
X-2
Y-1
Y-2

5 ケイ酸質塗布防水

6. 複合防水

7. 金属シート防水

8. セメント質系防水

9. 外壁防水

10. 地下外壁防水

屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類
JIS A 9521(透湿係数を除く)硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号(厚さ)
JIS A 9521(透湿係数を除く)硬質ウレタンフォーム断熱材2種2号(厚さ)
仕上塗料 種類 使用量 ※製造所の仕様
断熱工法・絶縁断熱工法の脱気装置
種類 ※製造所の指定 設置数量 ※製造所の指定
絶縁断熱工法の防湿用シート・設ける ・設けない
種類 工法 種別 施工箇所
断熱工法 接着工法
機械的固定工法
断熱工法 接着工法
機械的固定工法
屋内 屋内保護密着工法

10. 地下外壁防水

材料 種類 厚さ mm 仕上げ 下置き材 厚さ mm 下地材 厚さ mm
※SUS304 ※0.4 ※ZD ・2B ※改質発泡ポリスチレン
※SUS316 ・カラ-S1系 ※4 ・4+10
・カラ-F系 ・硬質木片セメント板・18・25
・ローラー系 ・バーレイII+木毛セメント複合板
・20・25・30・40・50
種類 種別 仕様 施工箇所
・ポリマーセメントペースト系(水和凝固型)
・モルタル防水
種類 種別 仕様 施工箇所
・アクリルゴム系
・ふっ素樹脂系
・アクリルシリコン系
・吹付け
・ローラー

設計者 一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士
第286776号 第298249号 第386121号 第000000号 第313839号
法適合確認欄 検査者 設計番号 特記
徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(4)

徳島県県土整備部営繕課 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(4)
工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(4)
図面名 建築工事特記仕様書(3)

図面番号 A-007
縮尺 1/100
AZUSA SEKKEI
株式会社 特設計 関西支社
株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office



1. 責任施工の保証
受注者、施工業者及び材料製造者は保証期間中に施工上の過失又は使用材料の不良などにより事故を生じた場合、無償にて補償復旧をなすものとする。
防水の種類 竣工後保証期間
アスファルト防水(保護防水) ※10年間
合成高分子系ルーフィングシート防水 ※10年間
金属シート防水 ※10年間
塗膜防水 ※10年間

10章 石工事
適用なし
11章 タイル工事
1. 共通事項・材料
タイルの種類 (11.2.2)(11.3.2)
形状 寸法 きりの質 成形法 色調 釉薬 役物 耐凍害性 耐清り性 面状 備考

5. 特殊タイル
タイルの種類
形状 寸法 きりの質 成形法 色調 釉薬 役物 耐凍害性 耐清り性 面状 備考
特殊タイル張り工法
試験の方法 適用箇所
6. 性能検査
7. その他(外壁タイル)
8. 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材
「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
「直交集成材の日本農林規格」に基づく直交集成材(OLT)
普通合板
構造用合板
構造用合板の防虫処理
化粧用合板
天然木化粧合板
特殊加工化粧合板
パーティクルボード
メディアムデンシティファイバーボード
2. 接合具等
3. 木れんが
4. 防蟻・防蟻処理
5. 防虫処理
6. 鉄筋コンクリート等の内部間仕切軸組及び床組
7. 窓、出入口その他
8. 床板張り
9. 壁及び天井下地

設計者
一級建築士
一級建築士
一級建築士
一級建築士
一級建築士
一級建築士
一級建築士
一級建築士
一級建築士
一級建築士

法適合確認欄
検査者
設計番号
特記
徳島県県土整備部営繕課
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事(4)

図面番号
A-008
縮尺

AZUSA SEKKEI
Architects, Engineers & Consultants
株式会社 阿蘇設計
MIYA Architect's Office
株式会社 神野設計 関西支社
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号



Table with 4 columns: 厚付け仕上塗材, 外装厚塗材, 内装厚塗材, 軽量骨材. Includes specifications for JIS A 6909 and JIS A 6909, and details for 7. マステック塗材, 8. せっこう プラスター塗り, 9. ドロマイトプラスター塗り, 10. しっくい塗り, 11. こまい壁塗り, 13. 薄塗り工法, 14. 特殊仕上げ.

Table with 2 columns: 1. 見本の製作, 2. 実大試験, 3. 性能. Includes sections for 4. 性能試験, 5. メタルカーテンウォール, and 6. PCカーテンウォール. Contains detailed technical specifications and test results.

Table with 2 columns: 7. 大型ガラスの支持方式, 8. 材料, 9. 塗装業者, 10. 素地ごしらえ, 11. 錆止め塗料塗り, 12. 合樹脂調合. Includes sections for 13. クリヤラッカー, 14. アクリル樹脂系非水分散塗料塗り (NAD). Contains material specifications and application methods.

Table with 2 columns: 18章 塗装工事. Includes sections for 1. 素地面種別, 2. 素地ごしらえ種別, 3. 仕上塗料種別, 4. 錆止め塗料の種別, 5. 工種の種別. Contains detailed specifications for various painting and finishing work.

Table with 4 columns: 設計者, 法適合確認欄, 検証者, 設計番号. Includes project details for 徳島県県土整備部営繕課, 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事.





・張り床
種類 種類 厚さ mm 施工箇所
・ビニル床シート(・発泡・非発泡) ・5.5 ・6.2 ・9.2
・合成ゴム系シート ・5
・
工法 ・コンクリート直張り
・鋼製床下地合板二重張り床
合板 厚さ mm (結4777ピド' 放散量 ※F☆☆☆☆)
・木造床
種類 種類 厚さ mm 施工箇所
・フローリングボード ・15 ・18
・複合フローリングボード ・ボード形式 ・15 ・18
・大型積層形式 ・18 ・27 ・30
・集成フローリング ・18 ・21 ・24 ・30
・
複合フローリングボードの結4777ピド' 放散量 ※F☆☆☆☆
樹種 フローリングボード又は ※カバ・アサダ・イタヤ・ブナ・ナラ
複合フローリングボード
集成フローリング ・さくら ・なら ・ひのき ・すぎ ・
工法 ※接着剤併用隠し釘打ち脳天ビス留め (・二重張り ・直張り)
・接着剤併用隠し釘打ち (・二重張り ・直張り)
二重張り工法の下張り材
合板 厚さ mm (結4777ピド' 放散量 ※F☆☆☆☆)
塗装 ※ポリウレタン樹脂(・2液反応型 ・湿気硬化型 ・油溶性)
・酸硬化アミノアルキッド樹脂 ・水性ウレタン樹脂
・鋼製床下地 (JIS A 6519)
構成区分 ・組床式(F) ・置床式(S)
使用区分 ・一般体育館用(G) ・柔道場用(R)
・剣道場用(K) ・柔剣道場用(R-K)
床上換気口 材質 ・アルミニウム製 ・SUS製 ・鋼製
形状 ・パンチングタイプ ・開閉式パンチングタイプ
寸法 ・グレーチングタイプ
・図示
23. 遮音性能
・室内音圧レベル差、内外音圧レベル差
遮音等級 適用箇所 遮音等級 適用箇所
D- D-
D- D-
床衝撃音レベル
遮音等級 適用箇所
軽量衝撃音 L- 重量衝撃音 L- 適用箇所
軽量衝撃音 L- 重量衝撃音 L-
軽量衝撃音 L- 重量衝撃音 L-
・室内騒音レベル
騒音等級 適用箇所 騒音等級 適用箇所
N- N-
N- N-
24. 性能試験 (補1.8.1(c)(10))
試験項目 試験箇所
・外周壁遮音測定
・室内遮音測定
・床衝撃音測定
室内 ・騒音レベル
音響 ・残響測定
測定 ・明瞭度測定
・給排水音測定
20章 ユニット及びその他の工事
① ユニット工事に使用する材料等
ユニット工事に使用する集成材又は単板積層材は(12.2.2)に準拠する。
ユニット工事に使用する材料等の健康障害への対策については本特記仕様書19章2
② フリーアクセスフロア (20.2.2)
性能項目 ①フリーアクセスフロア
所定荷重 ①3000N/m<sup>2</sup>
・4000N/m<sup>2</sup>
・5000N/m<sup>2</sup>
・N/m<sup>2</sup>
主材料 ・アルミニウム合金ダイカスト①鋼製(無機質材充填)
・合成樹脂
規格寸法(縦×横×厚) ※500×500
・幅防びビニルタイ(厚 mm)
・ポリエステルカーペット(厚6.5mm)
・メラミン化粧板
床パネル
表面仕上げ材料
帯電防止性能 ①U≥0.6
(一般事務室等)
U≥1.2
(電子計算機室等)
漏えい抵抗 ※抵抗値
R≥1.0×10<sup>6</sup>Ω
備考
床パネル支持型式 ①支持脚分離型
・支持脚一体型(置敷型)
・配線、床機能分離型
床高(mm) ①100mm
耐震強度 ※地震時水平力・1.0G ・0.6G
耐震工法 ①パネル押え
・大型支持脚
・支持脚横つなぎ
・斜材補強
備考
設計者
一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士
第286776号 第298249号 第386121号 第000000号 第313839号
渡邊 和幸 土生 達哉 山本 匡希 梅垣 大雅 池田 葵 高原 正行
法適合確認 検証者
一級建築士 一級建築士
第6211号 浅山 明 外山 博文
設計番号 17992
特記

③ 可動間仕切り
形式 ※パネル式 ・スタップ式 ・スタンド式 (20.2.3)
品質・性能
性能による区分 厚さ mm 表面材 表面仕上げ 施工箇所
・遮音タイプ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・壁紙張り
(遮音性能)
・吸音タイプ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・壁紙張り
・不燃タイプ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・壁紙張り
表面仕上げの壁紙張りの品質
製造所 (製品名: )
パネルの材料ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆
パネル内に取り付ける建具 寸法 ・
形状 ・
開閉形式 ①引き戸式(スライディング) ・折れ戸式(フォールディング)
・伸縮式(アコーディオン)
品質・性能 (20.2.4)
性能による区分 厚さ mm 表面材 表面仕上げ 施工箇所
・一般タイプ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・壁紙張り
③遮音タイプ 85 ※鋼板 ③焼付け塗装 ・壁紙張り ロッカー室、本部役員室
(遮音性能)③000Hz/40dB 120 ③図示 ③メラミン化粧板
表面仕上げの壁紙張りの品質
製造所 (製品名: )
パネル圧接装置の操作方法
ハンガーレール取付け下地補強 ※ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重
に耐えられるもの (20.2.4)(7)
パネルをランナーに取り付ける部品 ※ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重
に耐えられるもの (20.2.4)(8)
ハンガーレール※ランナーを取り付けた状態でパネル重量の5倍の荷重
をパネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して支障なし
ランナー ※パネル重量の5倍の荷重をパネル1枚に使用するランナー (20.2.4)(9)
数で除した値に対して耐力及び変形量が使用上支障のないもの
ハンガーレール取付け下地の防振・防音 ※行う 方法 ※図示 ・防振ゴム
※図示 ・鉄鋼(※C種)
・行わない
あと施工アンカー 材質 ※図示 (20.2.4)(4)
寸法 ※図示
製造所 (製品名: )
表面仕上げ材 ①メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエスチル樹脂系化粧板 (20.2.5)(7)
ブラスパネル形状 ※図示
足形状 ※幅木型 ・足金物型
ドアエッジの材質 ・標準色アルミ製コーナー ※焼付け塗装アルミ製コーナー
・製造所の仕様
工法 ※製造所の仕様
製造所 (製品名: )
パネルの材料ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (20.2.5)(2)(4)
表面仕上げ材 ①メラミン樹脂板ポスフォーム ・人造大理石(品質 ※図示)
形状・寸法 ※図示
製造所 (製品名: )
⑦ 手すり
⑧ 階段滑り止め
材料の種別 ※図示 ・鉄鋼 ・SUS304 ・アルミニウム (20.2.6)
③階段滑り止め 材質 ※SUS304 ・硬質アルミニウム ・磁器製 (20.2.7)(1)
形状 ※ビニルタイヤ入り ・図示
両端フラットエンド ・なし①あり(※ビニル製・SUS304)
幅 ※35 mm ・ mm
工法 ③接着工法 ③埋込工法 (20.2.7)(2)
⑨ 床目地樫
コーナーボード
その他
床目地樫 材質 ※SUS304 ・塩化ビニル (20.2.8)
寸法 ※6×12 ③3×12
・コーナーボード 材質 ※SUS304 ・塩化ビニル
高さ ※天井まで ・ 床から
①コーナーガード 壁(柱) ①図示
床
①天井回り縁 材質 ※アルミニウム ①塩ビ
形状寸法 ※図示
・ピクチャーレール 材質 ・アルミニウム ・SUS304
形状寸法 ※図示
・黒板 区分 ※焼付け (20.2.9)(1)
種類 ※鋼製黒板 ・ほうろう黒板
形状 ・平面 ・曲面 ・上げ下げ ・内部映写スクリーン内蔵型
枠等 ※アルミニウム製枠(チョーク溝、チョーク入れ、チョーク粉入れ付)
・ホワイトボード 枠等 ・アルミニウム製枠(マーキングペン受け付) (20.2.9)(2)
・
・ 掲示板 材質 ・ 形状 ・
枠 ・ 色彩 ・
10. 黒板及びホワイトボード

① 鏡 縦 ※なし(防湿性)①あり (20.2.10)
形状寸法 ※図示
厚さ ※5 mm ・ mm
③ 表示
③衝突防止表示 形状・寸法・材質 ※図示 (20.2.11)(1)
・市販品(※SUS304 径約30)
・非常用導入口表示 形状等 ※消防法適合の市販品 (20.2.11)(2)
取付箇所 ※図示 ケ所
③室内札、ピクトグラフ、案内板等 (20.2.11)(3)
種類 ①図示 ・下表
名称 材質及び仕上げ 長さ×幅×厚さ 設置箇所 数量 備考
・室内札 ・アクリル樹脂板 ・文字シルク印刷 ・発金物(SUS)
・差込み式(片持出)
・正面付
・室内文字 ・ペイント書 ・アクリル板 ・ステンレス切板
文字鏡面仕上げ ・貼付け ・貼付け
・階数表示 ・各階踊場
・銘板 ・ステンレス板 腐蝕仕上文字鏡面仕上げ
・定礎板 ・花こう岩(程度) ・定礎箱鋼板0.8
内箱は鋼製 銘板入り
・案内板
・看板
・屋外案内板
・屋外掲示板
注) 上記に使用される文字は何れも指図書とする。
・免震建築物であること表示「平成12年建設省告示第2009号第4の五」
形状、寸法、材質 ※図示
・免震エキスパンションジョイント注意喚起表示
形状、寸法、材質 ※図示
③ タラップ (20.2.12)
材料の種別・表面処理 ※SUS304(※HL)
・鉄鋼(※C種)
⑭ 煙突ライニング (20.2.13)(1)(7)
・煙突用成形ライニング材 形状、寸法 ※図示
材質 ③ゾノトライト系けい酸カルシウムライニング材
適用安全使用温度
製造所 (製品名: )
・キャスタブル耐火材 (20.2.13)(4)
製造所 (製品名: )
工法 (20.2.13)(2)
⑮ ブラインド (20.2.14)
形式 材料(スラット) 開閉方式 スラット幅 適用箇所
※横形 ※アルミニウム合金 ・※ギヤ式 ・操作棒式 ・15 ※25 図示
・硬質塩化ビニル ・コード式 ・電動式 ・35 ・
・縦形 ・アルミ(焼付塗装) ※2本操作コード式 ・100 ・80
・ガラス繊維 ・クロス(化繊、麻) ・操作棒式 ・電動式
・ロールブラインド ・ガラス繊維 ・手動式
・クロス(化繊、麻) ・電動式
・特殊タイプ
①ヘッドボックス 材質 ※鋼製 ・アルミニウム(押し出し型材)
内法寸法 深さ ・ mm 幅 ・ mm
仕上げ
①ボトムレール 材質 ※鋼製 ・アルミニウム(押し出し型材)
①ヘッドレール 材質 ※アルミニウム合金製
⑯ ロールスクリーン (20.2.15)
形式 材質・品質 開閉方式 幅及び高さ 適用箇所
・ロール ・ガラス繊維 ・手動式 ・幅 mm
スクリーン ・クロス(化繊、麻) ・電動式 ・高さ mm
巻き取りパイプ、ウェイトバー・操作コードその他材料 ※製造所の仕様
製造所 (製品名: )
⑰ カーテン及びカーテンレール (20.2.16) (表20.2.1)
カーテン 形式 装置 生地品質、種別 生地の種類
施工箇所 片引 引分 電動 ひも 手引 柄、色合、組織 ひだの種類
製造所 (製品名: )
①カーテンレール 強さによる区分 ※10-90 (20.2.16)(2)(4)
材質 ※アルミニウム及びアルミニウム合金の押し出し成形材
・SUS304
仕上 ※アルマイト
・C型 ・D型
形状 ※角型
・シングル掛け ・ダブル掛け
①レール交差掛け ③シングル・ダブル)
取付け方法 ③直付け ③中空吊り下げ
引分け装置 ③手動 ・電動
・暗幕用カーテン 両端及び召合わせの重ねかけ (20.2.16)(3)(a)
※300以上
①カーテンボックス 材質 ③鋼板 ・アルミニウム(押し出し材材)
内法寸法 深さ ① mm 幅 ・ mm ①図示
仕上げ ①SOP

⑱ 情報障害対応誘導用材料・装置
誘導用床材・注意喚起床材
種類 種類 寸法 適用箇所 製造所
・ビニル床タイル ・既製品・特注品
・コンクリート平板 ・既製品・特注品
①フラット樹脂シート ①既製品・特注品 300角 図示
点字表示
適用箇所 寸法 内容
①案内板 図示
①手すり 図示 ①階数表示 ①上り下り
・室内名
①押しボタン 図示
その他の誘導装置
誘導鈴 設置場所 (製造所: )
音声ガイド 設置場所 (製造所: )
音声触知案内板 設置場所 (製造所: )
⑲ 流し台ユニット (20.2.18)
種類 形式 寸法= 材質 規格・品質等 適用内容
①流し台 ①900 ※SUS ※優良住宅部品(BL型) ※ドラムトラップ付
①コンロ台 ①600 ※SUS ※バックガード付
①吊り戸棚 ①900 ※SUS ※耐震取っ手付き
①水切り棚 ①900 ※SUS ※耐水性 ※有り ・無
製造所 (製品名: )
20. 浴槽
材質 ・SUS304 ・ほうろう ・ガラス繊維強化ポリエスチル
形態 ・単槽 ・ユニット ・ハーフユニット
寸法
21. ユニットバス
形状、寸法 ※図示
付属設備 ※図示
製造所 (製品名: )
22. ユニットシャワー
形状、寸法 ※図示
付属設備 ※図示
製造所 (製品名: )
23. ユニットトイレ
形状、寸法 ※図示
付属設備 ※図示
製造所 (製品名: )
⑳ 配管化粧カバー(配管用ライニング)
天板材質 ①メラミン樹脂化粧板ポスフォーム ・人造大理石 ①ステンレス
立上り仕上①メラミン樹脂化粧板 ・耐水合板塗装仕上 ・化粧フィルム板
㉑ 防災器具等
種類
名称 形式・寸法・仕上げ等 設置箇所
・非常用救命袋 ・傾斜式 ・鉛直式
・縦降器
・バルコニー用避難器具 ※マンホール組込伸縮式金属避難吊り下げハンゴ
ボックス 材質 ①鋼板 ・SUS304 図示
①埋込み消火器ボックス
注) 上記防災器具等は、消防法規定合格品とする。
㉒ 郵便受け
材質 ※SUS304
形状、寸法 ①W390×D300×H600(前入、前出) 個数 ①1箇所
製造所 (製品名: )
㉓ 靴拭きマット
材質 マット本体 ・SUS304 ・硬質アルミ ・ゴム ・合成樹脂
受枠 ・SUS304 ・硬質アルミ
寸法
排水 ・設ける ・設けない
㉔ 止水板
材質 ・塩化ビニル製 ・水膨張ゴム ①非加硫パフォーム寸法 ① 200mm
適用箇所 ①地中打継部(平面打設エリア毎)
㉕ 換気孔
材質 ・図示 ・下表
材質 種類 寸法 適用箇所
・鋼鉄製 錆止め塗装 防虫網付(SUS304)
・硬質塩化ビニル管 防虫網付
㉖ 家具書架・実験台書架その他什器等
材料 種類 寸法
合板、木質系建材等及び塗料を使用した作られたものは、ホルムアルデヒドの放散量を発散しないか、極めて少ないものとする。
㉗ 屋内溝ふた
種類 ①図示 ・下表
種類 寸法 形式・品質・仕様 設置箇所
・線鋼板
・SUS304
①グレーチング ①鋼板 コンコース
①塩ビグレーチング シャワーコーナー
マンホールふたの種類 ・図示 ①下表
種類 寸法 安全荷重kN 設置箇所
・密閉形 完全防水、防臭形 600φ ①15 ・ 図示
・簡易密閉形(バッキンシ) 簡易防水、防臭形 ・15 ・
・断熱形 完全防水、防臭形 ・15 ・
化粧ふた(充填用)種類 ・図示 ①下表
種類 目地 寸法 安全荷重kN 設置箇所
①一般形 ③SUS目地 ・L型SUS目地 ※600+600 ①15 ・ 図示
・二重ふた形 ・SUS目地 ・L型SUS目地 ※600+600 ①15 ・
徳島県土木整備部営繕課
徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築物(4)
●工事名
●図面名
●図面番号
A-012
●縮尺
-



33. 点検口
種別
区分 材種 形式・仕様 寸法 数量
天井用 ※アルミニウム ※縦線タイプ枠 ・ 目地タイプ枠 ※600\*600 ・ 450\*450 ・ ケ所・ 図示
床用 ※アルミニウム ※充填用 ※貼付用 ・ 裏面断熱 ※600\*600 ・ ケ所・ 図示
二重 ※SRC ※鍵付 ※防水型 ※防臭型 ※400\*400 ・ ケ所・ 図示
壁用 ※図示 (建具表) ・
壁用 ※図示 (建具表) ・

34. 丸環
材種 ※SUS304 吊下げ強度 ・ 荷重 N
35. 簡易ゴンドラ
固定用受金物 材種 ※SUS304 形状、寸法 ※図示
吊下げ用金物 材種 ※SUS304
吊下げ用金物及びゴンドラ (1人用) 形状、寸法 ※図示
設置台数 ・ セット
製造所 (製品名: )
36. 旗竿
旗竿 材種 ※アルミニウム合金製 ・ 鋼製 (仕上げ: )
形式 ※テーパー型 ・ 同一断面型
滑車 ・ 内装形 ・ 外装形
高さ ・ m 数量 ・ 本
竿受け金物 材種 ※SUS304
形式 ※着脱式 ・ 固定式
37. 特殊内外装材
材料
材種 形式、寸法 仕様・品質 適用箇所
・ 結晶化ガラス
・ 大型陶板
38. トップライト
形状、仕様 ※図示
製造所 (製品名: )
39. ブレキャストコンクリート (小規模)
適用部位 ・ 手すり ・ 段板 ・ ルーバー (20.3.1)
調合 脱型圧縮強度 ※12N/cm<sup>2</sup>以上
28日圧縮強度 ※30N/cm<sup>2</sup>以上
強度上の水セメント比 ※65%以下
単位セメント量 ※300kg/m<sup>3</sup>以上
補強鉄線 ・ JIS G 3532 (補強鉄線) ・ JIS G 3551 (溶接金網) (20.3.2(3))
※径3.2mm以上
網目寸法
型枠 ※鋼製 ・ 木製 ( )
取付け方法 ※図示 (20.3.4)
原寸試作品 ・ 作成する ・ 作成しない
配筋 ※計算書を提出
40. 間知石及びコンクリート間知ブロック積み
間知石 材種 ・ 花崗岩 ・ 凝灰岩 面の寸法 ・ 300\*300mm (20.4.2(1))
コンクリート間知ブロック 面の寸法 ・ 300\*300mm (20.4.2(3))
質量区分 ・ 300~350kg/m<sup>2</sup> ・ 350kg/m<sup>2</sup>以上
工法 積み方 ※谷積み ・ 布積み (20.4.3(7))
目塗り ・ 行う ・ 行わない (20.4.3(9))
伸縮調整目地 材種 ・ 厚さ ・ mm (20.4.3(3))
41. 敷地境界石標
石標の種類 ・ A種 (花こう岩類) ※B種 (コンクリートブロック製)
・ 真鍮製 ・ 鋳打ち
42. 外構フェンス
高さ ○ 2.500m
金網 ・ ビニル被覆10#56mm目 ○ 目くしパネル
控柱 ○H1500以上は控柱付、控柱間隔は柱1本おき
種別 ○輪部鋼板加工、合成樹脂塗料焼付既製品
製造所 ○ (製品名: )
43. 小規模外構工物基礎
適用箇所 形状・寸法 設計長期地耐力 路床安定処理方法 コンクリート設計基準強度
※図示 ※図示 ・ 300N/m<sup>2</sup> ・ 500N/m<sup>2</sup> ・ 転圧 ・ 添加剤 ※1N/m<sup>2</sup> ・ 18N/mm<sup>2</sup> (無筋)
添加剤による路床安定処理 材料 ・
添加量 ・ Kg/?
厚さ ・ mm

21章 排水工事
1. 材料
排水管用材料 (21.2.1)(表21.2.1)
材種 種類・記号 管形状(接合方法)
・ 透心力鉄筋コンクリート管 ※外圧管 (※1種 ・ ) B形 (ゴム接合)
・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ※VP ・ VU ・ RS-VU
・ 硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ DV ・ VU継手
形状、呼び径 ※図示
側溝、排水樹及びふた 種類、形状、寸法 ※図示 (21.2.1(4)(5))
2. 21章 排水工事
21.2.1(6)
グレーチングふた
材質 形式 用途 適用荷重 メインバーピッチ 上面形状
○鋼製 ※受枠付き ○溝ふた用 ○歩行用 ※凹凸形
・ SUS製 ○樹ふた用 ○樹ふた用 ※普通目 ※凹凸形
ボルト固定 ・ かさ上げ用 ○T-6用 ○細目
※無し ・ U字溝用 ・ T-14用 ・ T-20用 ○凹凸形
・ 図示

22章 舗装工事
1. 路床
○盛土用材料 ・ A種 ○B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土G (22.2.3(1))(表2.2.1)
・ 凍上抑制層 (22.2.2(1)(7))(表2.2.3(2))
材料 ※再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂 (21.2.1(10))
厚さ 図示 mm (22.2.2(1)(4))
・ 透水性舗装に用いるフィルター層 (22.2.2(1)(9))
材料 ・ 川砂 ・ 海砂 ・ 良質な山砂 (22.2.3(3))(21.2.1(10))
厚さ 図示 mm
・ 路床安定処理 (22.2.3(3))(表2.2.1)
方法 ※添加材料による安定処理 (22.2.2(1)(9))
材料 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種
・ 生石灰 (・ 特号 ・ 1号) ・ 消石灰 (・ 特号 ・ 1号)
添加量 kg/m<sup>3</sup>
添加量を定めるために用いるCBR ・ 5以上 (22.2.4(7))
厚さ 300mm
2. 路盤
路盤 (22.3.2(1))
厚さ ※図示 (22.3.3(1))(表22.3.1)
材料 ○クラッシャーラン ・ 粒度調整砕石 ・ 再生クラッシャーランG
○再生粒度調整砕石 ・ クラッシャーラン鉄鋼スラグ ・ 粒度調整鉄鋼スラグ
・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
3. アスファルト舗装カラー舗装
舗装の構成、厚さ、仕上がり (22.4.2(1))(22.6.2(1))(表22.6.1)
舗装の種類 厚さ 構成
○アスファルト舗装 ※図示 ※図示
○カラー舗装 ○加熱系 表層に用いる結合材 ※図示 ※図示
○アスファルト混合物 ・ 石油樹脂系混合物 (顔料添加量 %)
・ 樹脂系混合物
・ 常温系 ・ ニート工法 (配合図示) ※図示 ※図示
・ ゴムチップ混合物 (弾性) 着色部の下部
・ スラリ-混合物 ※表22.6.1 ・ アスファルト舗装
・ 塗布工法 (配合図示) ・ コンクリート舗装
カラー舗装用材料 (22.6.3)
着色骨材 ○有色骨材 (焼成) ・ 着色骨材 (樹脂皮覆) ・ 自然石
カラー舗装厚さの許容差 ※22.4.2(3) (22.6.2(9))
舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度 (22.4.2(4))
アスファルト ※再生アスファルト 種類 ・ 60~80 ・ 80~100 (22.4.3)
・ ストレートアスファルト
再生加熱アスファルト混合物及び加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)(表22.4.4)
表層 一般地域 寒冷地域
※密粒度アスファルト混合物 (13) ※密粒度アスファルト混合物 (13F)
※細粒度アスファルト混合物 (13) ※
骨材 ※JIS A5001によるもの (22.4.3(7))(表22.4.2)
・ 7mm以下再生骨材G
・ 再生クラッシャーランG
・ 道路用鉄鋼スラグG
カラー舗装の配合 加熱系混合物の結合材に石油樹脂を使用する場合の (22.6.2(2))
顔料の添加量 ・
常温系工法の配合その他 ※図示 (22.6.2(3))
4. コンクリート舗装
コンクリート舗装の構成及び厚さ 車道部 ※150mm (22.5.2(1))
歩道部 ※70mm
コンクリート舗装に使用するコンクリート ※6章14節による (22.5.3(1))(表22.5.1)
コンクリートの種類 ※普通コンクリート

23章 植栽及び屋上緑化工事
1. 植栽基盤整備
※行う ・ 行わない (23.2.2)(23.2.3)(23.2.4)(表23.2.1)(表23.2.2)
樹高 有効土層の厚さ cm 工法 整備範囲
・ 12m以上 ※100 ・ 120 ・ 150 ※A種 ※補込み部分
・ 7~12m ※80 ・ 100 ・ B種 ・ 葉張りの範囲
・ 3~7m ※60 ・ 80 ・ C種 (補高7m以上)
・ 3m以下 ※50 ・ 60 ・ D種 ・ 図示
○芝、地被類 ※20 ※B種○C種・D種 ※植栽範囲
注) 工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高から有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで補込み用土で盛土を行う。
雨水排水の工法 ※図示 ・ 暗きよ ・ 開きよ ・ 排水層 (23.2.2(3))
・ 縦穴排水
2. 材料
補込み用土 ※現場発生土の良質土 (23.2.3(1))
・ 密土 種類 ※細土 ・ 黒土
範囲 ※補込み部分 ・ 図示
土壌改良材 適用 ※する ・ しない (23.2.2(5))(23.2.3(2))
種別 ○バーク堆肥G 50L/m<sup>2</sup>
○発酵下水汚泥コンポストG
指定量 植栽面積1m<sup>2</sup>当たり (L)
施工範囲 ※補込み部分 ・ 図示
特殊基盤整備
樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用、数量 ※図示 (23.2.2(2))
支柱の形状 ※図示 ・ 添え柱形 ・ 鳥居形 ・ ハツ掛け形 (23.3.3(4))
・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形
材料 ・ 杉焼丸太(間伐材)G ・ 竹 ・ 金属 ・ ワイヤ (防錆処理品) (23.3.2(3))
※加圧式防腐処理丸太
支柱の耐風強度 ※風速30m/s程度に充分耐える強度とする。 (23.3.2(4))
幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・ わら ・ こも (23.3.4)
新植樹木の枯損償の期間 ※刈渡しの日から1年間 (23.3.6)
移植樹木の枯損償の期間 ※刈渡しの日から1年間

設計基準強度 ※表22.5.1 (22.5.3(1))
スランプ ※表22.5.1
粗骨材の最大寸法 ※表22.5.1
単独ポルトランドセメントの使用 ※使用しない ・ 使用する (22.5.3(1))
注入目地材料 ※加熱施工式低弾性タイプ (22.5.3(4))(表22.5.2)
・ 加熱施工式高弾性タイプ
コンクリート目地 種類及び間隔 ※表22.5.3 (22.6.4(5))
構造 ※図22.5.1
舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度 (22.5.2(4))(22.2.4)
舗装の構成 ※図示 (22.7.2(1))
舗装の厚さ ※図示 ・ 30mm (22.7.2(2)(4))
舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの
・ コンクリート平板舗装 (22.8.3(1))(22.8.2(1)(7))
種類 寸法 mm 厚さ mm 目地材
※普通平板(N) ・ カラー平板(C) ※300角 ※60 ○砂
・ 流出平板(W) ・ 掘石平板(S) ・ モルタル
○インターロッキングブロック舗装 (22.8.3(2))
種類 厚さ mm 曲げ強度 色彩及び表面加工等
※普通ブロック (N-) 車道部 ※80 ・ ※5.0N/? ・ ※標準品
○透水ブロック (P-) 歩道部 ※60 ・ ※3.0N/? ・
・ 植生ブロック (G-) ※80 ・ 100 ・
○視覚障害者誘導用ブロック ○60
製造所 (製品名: )
・ 舗石舗装 (22.8.3(3))
種類 寸法 厚さ mm 施工方法 規格品
※小舗石(花こう岩) ( )角 ※80~100 ※うろこ張り ※2等品
舗石舗装の基礎 ・ アスファルト混合物50mm ・ コンクリート版 70mm
コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ○砂 ・ 空練りモルタル (22.8.2(1)(9))
ブロック系舗装の仕上げ面の平坦性 (22.8.2(2))
○歩行に支障となる段差がないこと (舗装材間の段差3mm以内とする。 )
砂利敷き種別 (22.9.2)(表22.9.1)
通路 ※A種
建物周囲その他 ※B種
8. 区画線
材料 ・ 路面表示用塗料 (トラフィックペイント、JIS K 5665)
種類 ・ 1種 (常温) ・ 2種 (加熱) ※3種 (溶融) (ピーズ含)
規格 ※A (水系) ・ B (溶剤系) ※A (水系) ・ B (溶剤系) ※1号 ・ 2号 ・ 3号
色彩 ※白色 ・ 黄色
ライン引きの幅 ※150mm ・ 図示
塗布厚さ ※1.0mm
9. 車止め
材料 ※図示
形状 ※図示
寸法 ※図示
数量 ※図示
10. 性能試験
(22.2.5(1)(2)(3)(4))(22.3.5)(22.4.6(1))(22.4.6(3))(22.7.6(3))(表22.4.6)
試験の方法・摘要 試験箇所
路床土の支持力比 (CBR) 試験
・ 行う (※乱した土 / 乱さない土) ・ 行わない
路床締固め度の試験 ※行う ・ 行わない
現場CBR試験 ※行う ・ 行わない
路盤締固め度の試験 ※行う
アスファルト舗装切取り試験 ※行う
アスファルト混合物の抽出試験
・ アスファルト舗装 ・ 行う ※行わない
・ 透水性舗装 ・ 行う ※行わない
材料 ○2液反応硬化型エポキシ樹脂塗料 (高耐久樹脂系すべり止めカラー舗装材)
○

23章 植栽及び屋上緑化工事
1. 植栽基盤整備
※行う ・ 行わない (23.2.2)(23.2.3)(23.2.4)(表23.2.1)(表23.2.2)
樹高 有効土層の厚さ cm 工法 整備範囲
・ 12m以上 ※100 ・ 120 ・ 150 ※A種 ※補込み部分
・ 7~12m ※80 ・ 100 ・ B種 ・ 葉張りの範囲
・ 3~7m ※60 ・ 80 ・ C種 (補高7m以上)
・ 3m以下 ※50 ・ 60 ・ D種 ・ 図示
○芝、地被類 ※20 ※B種○C種・D種 ※植栽範囲
注) 工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高から有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで補込み用土で盛土を行う。
雨水排水の工法 ※図示 ・ 暗きよ ・ 開きよ ・ 排水層 (23.2.2(3))
・ 縦穴排水
2. 材料
補込み用土 ※現場発生土の良質土 (23.2.3(1))
・ 密土 種類 ※細土 ・ 黒土
範囲 ※補込み部分 ・ 図示
土壌改良材 適用 ※する ・ しない (23.2.2(5))(23.2.3(2))
種別 ○バーク堆肥G 50L/m<sup>2</sup>
○発酵下水汚泥コンポストG
指定量 植栽面積1m<sup>2</sup>当たり (L)
施工範囲 ※補込み部分 ・ 図示
特殊基盤整備
樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用、数量 ※図示 (23.2.2(2))
支柱の形状 ※図示 ・ 添え柱形 ・ 鳥居形 ・ ハツ掛け形 (23.3.3(4))
・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形
材料 ・ 杉焼丸太(間伐材)G ・ 竹 ・ 金属 ・ ワイヤ (防錆処理品) (23.3.2(3))
※加圧式防腐処理丸太
支柱の耐風強度 ※風速30m/s程度に充分耐える強度とする。 (23.3.2(4))
幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・ わら ・ こも (23.3.4)
新植樹木の枯損償の期間 ※刈渡しの日から1年間 (23.3.6)
移植樹木の枯損償の期間 ※刈渡しの日から1年間

設計者
一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士 一級建築士
第286776号 第298249号 第386121号 第000000号 第313839号
渡邊 和幸 土生 達哉 山本 匡希 梅垣 大雅 池田 葵 高原 正行

法適合確認欄 検証者 設計番号 特記
第6211号 17992 浅山 明 外山 博文

徳島県土木整備部営繕課
工事名 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事 (4)
図面番 A-013
縮尺 -
建築工事特記仕様書 (9)

4. 芝張り、吹付けは種及び地被類
芝の種類 ※コウライシバ ・ ノシバ (23.4.2(1))
芝張り工法 平地 ※目地張り (23.4.3(1))
法面 ※べた張り
客土 ※行わない ○行う (※細土 ・ 黒土)
吹付けは種 種子の量 ※25g/m<sup>2</sup>
種子の種類 ※洋芝類
被覆養生 ※行う ・ 行わない
地被類 植物の種類 ・ 芽立数 ・ 径 ・ 株数 /m<sup>2</sup> (23.4.2(4))
屋上等の植栽 (23.5.1)
植栽基盤 ※屋上緑化システム (23.5.2(1))
土壌層の厚さ ・ cm ・ 図示
・ 屋上緑化軽量システム
排水層 ・ 軽量骨材 (厚さ ・ mm) ・ 板状成形品 (23.5.3(1)(9))
土壌層 ・ 人口軽量土 ・ 改良土
植栽工法 ※耐風圧性能値 ※建築基準法施行令第82条の5及び建設告示第1458号に定められた風圧力に対して安全であること。 (23.5.4)
耐風圧対策
樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数並びに刈込みものの適用、数量
見切り材 ※図示 (23.5.3(5))
舗装材 ※図示
排水孔 ※図示
マルチング材 ※図示 (23.5.3(5))
支柱 ※図示 (23.5.4(5))
自動灌水 ・ 行う (※図示) ・ 行わない (23.5.4(6))
5. 屋上緑化G
6. 性能試験
7. 既存樹林調査
・ 行う (樹勢、根回り) ○行わない
8. 図面番 A-013
9. 縮尺 -
10. 株式会社 宮建築設計
株式会社 特設支社
株式会社 関西支社
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

※天井下地における耐震性を考慮した補強は以下とする。 (標仕 14.4.4 (1))

1. 一般事項  
 ①適用範囲 : 以下の天井については本特記では適用外とし、別途図示する  
 ・天井構成部材の単位面積当たりの重量が20kg/m<sup>2</sup>を超える天井  
 ・天井高6m以上、かつ天井面積200m<sup>2</sup>を超える天井  
 ・天井吊り長さが3mを超える天井  
 ・曲面や折り上げ、ストライプタイプ等複雑な形状の天井

標準仕様書及び標準詳細図の天井下地の仕様をそのまま使用する場合は、耐震性が確認できていないことや、危険性について建築主に説明し、同意を得た記録を残す。その際、本特記・要領図は使用しない。

②設計地震力 : 建築工事特記仕様書 (1) の 1. 設計概要による建築非構造部材水平震度及び垂直震度を適用する。免震構造の天井に対する設計地震力は、H12建設省告示第2009号第6第3項第八号の数値を使用する。

③耐震ランク : 「官庁施設総合耐震・対津波計画基準及び同解説」(令和3年版)に規定されている耐震ランク aランク : A類の外側に面する部分、「特定室」に面している部分に適用 (特定室は仕上表備考欄に記載する) bランク : B類及びA類の「一般室」に面している部分に適用

2. 耐震性を考慮した天井仕様  
 ・A仕様 : 国交省告示第771号 (特定天井) の仕様ルート (第3第2項) の計算式に基づき斜め部材を設置し、壁際にクリアランスを設ける仕様 (ただし、斜め部材設置数算定に用いる設計地震力は、1. ②の設計概要の建築非構造部材水平震度による、免震構造の場合は、階数によらずk=0.5とする)  
 ※右欄の斜め部材設置数の目安により設置数を求める。  
 ・告示第771号の計算式による (各室の設置数、接合部仕様一覧表を添付)

・B仕様 : 国交省告示第771号 (特定天井) の隙間なし天井の仕様ルート (第3第3項) に基づき壁に地震力を負担させる仕様 (ただし、衝撃力を考慮した設計地震力は、1. ②の設計概要の建築非構造部材水平震度を1.3倍した数値とする、免震構造の場合は、階数によらずk=0.7とする)  
 ※壁が軽量鉄骨下地の場合、スタッドの仕様、ピッチは告示第771号第3第3項の条件を満足するものとする。  
 ※bランクの場合、壁のボードの損傷は許容する。  
 ※隙間なし天井の壁との取り合い部分はB仕様における壁と天井の取り合い部推奨事例による。

・C仕様 : 天井脱落防止を主目的とした仕様 (標準仕様書及び標準詳細図をベースとするが以下の条件を満たすものとする)  
 ※天井下地の組み立てはすべてビス止めとし、溶接止めは行わない。  
 ※天井吊り長さは1.5m以下とする (超える場合は非構造部材によるブドウ棚を設け、1.5m以下とする)  
 ※吊り元はRCスラブや鉄骨構造部材に架橋する。  
 ※壁と天井の取り合い部は、原則B仕様にならざる。  
 ※壁が軽量鉄骨下地の場合、ボードは片面2枚の両面張りとする。  
 ※上層階の軽量鉄骨下地は、スタッドのピッチを300mm程度とする。

・D仕様 : システム天井の「システム天井グリッドタイプ耐震基準」(2020年版)に示す仕様

3. 各仕様の適用範囲  
 ①天井高6.0m以上、かつ天井面積200m<sup>2</sup>未満 → A仕様  
 ②天井高2.1m以上6.0m未満、かつ天井面積200m<sup>2</sup>以上 → A仕様  
 ③天井高2.1m以上3.0m以下、かつ天井面積50m<sup>2</sup>以下 → C仕様  
 ④天井高2.1m以上6.0m未満、かつ天井面積200m<sup>2</sup>未満のうちC仕様を除くエリア → A仕様およびbランク → AまたはB仕様

A仕様における斜め部材設置数・クリアランスの目安

1. 斜め部材1組当たりの負担面積の目安 (重量20kg/m<sup>2</sup>の場合の吊り長さによる類型)  
 □天井の単位面積当たりの重量 20 kg/m<sup>2</sup>の場合の斜め部材1組当たりの負担面積を求める。  
 \*縦軸は斜め部材の部材、横軸は水平震度 (+想定するユニットの水平許容耐力) とする

吊り長さ l ≤ 1.5m (斜め部材の水平投影長さ0.9m) の場合の1組あたりの負担面積 (m <sup>2</sup> /組)	k=1.0	k=0.6	k=0.4	水平許容耐力
C-25×19×5	7.22 m <sup>2</sup>	12.04 m <sup>2</sup>	18.07 m <sup>2</sup>	1700N
C-40×20×1.6	11.22 m <sup>2</sup>	18.71 m <sup>2</sup>	28.05 m <sup>2</sup>	2500N

・吊り長さ 1.5m < l ≤ 2.1m (斜め部材の水平投影長さ1.8m) の場合の1組あたりの負担面積 (m<sup>2</sup>/組)

k=1.0	k=0.6	k=0.4	水平許容耐力
C-40×20×1.6	(10.08) *1	16.79 m <sup>2</sup>	25.19 m <sup>2</sup>
C-25×40×20×1.6	17.86 m <sup>2</sup>	29.76 m <sup>2</sup>	44.64 m <sup>2</sup>

\*1 : 一部設置可能組数を超える場合がある

・吊り長さ 2.1m < l の場合はブドウ棚 (準構造部材による) を設けて1.5m以下とする

2. 斜め部材1組当たりの負担面積の目安 (天井の単位面積当たりの重量による補正)  
 □天井の単位面積当たりの重量 a Kg/m<sup>2</sup>の場合の斜め部材1組当たりの負担面積を求める

\*天井の単位面積当たりの重量が20 Kg/m<sup>2</sup>の斜め部材1組あたりの負担面積がb m<sup>2</sup>の場合  
 重量 a Kg/m<sup>2</sup>の斜め部材1組あたりの負担面積b' m<sup>2</sup>は次の式で求められる  
 b' = b × a/20 (= b × 20/a) (m<sup>2</sup>/1組)

3. 斜め部材組数の目安 (天井の斜め部材の組数)  
 □天井面積Sm<sup>2</sup>の斜め部材の組数nは次の条件で求められる  
 n ≥ S/b'  
 nは整数かつ偶数で上記式を満たす最小値

□斜め部材の組数は接合部の強度に左右される。この目安はメーカーのユニット実験から得られる水平許容耐力を前提に設定している (仕様ルートでの計算式による設定も可能)。

4. クリアランスの目安  
 □クリアランスの目安を以下に示す  
 \*d c l : 天井構成部材と壁等との隙間 (cm)  
 \*l c l : 衝突が生じないことを確かめる位置での吊り長さ (cm)  
 としたとき、水平震度 k=1.0, 0.6, 0.4の時のクリアランスは  
 【k=1.0の場合】  
 d c l = 1.5 × 3/400 × Lc l (cm)  
 【k=0.6の場合】  
 d c l = 0.9 × 3/400 × Lc l (cm)  
 【k=0.4の場合】  
 d c l = 0.6 × 3/400 × Lc l (cm)  
 と設定する。

耐震ブレース設置 基本要領図 (平面配置)

※斜め部材配置例「3.6m×3.6m (約13m) の配置例」

凡例 ○ : 吊りボルト ○ : 圧縮補強材 下 → 上 斜め部材

耐震ブレース設置 基本要領図 (断面図)

V字配置 θ=30° ~ 60°

①天井ふところH=1500mm未満

②天井ふところH=2100mm以下(1500mm超え)-1 (H=1100mm以下)

耐震補強使用標準部材参考図

①野縁受ジョイント補強

②ビスハンガー、ハンガー補強

③斜め部材

④ビスクリップ、補強クリップ

⑤斜め部材周辺補強クリップ

※屋外の軒天井、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強は以下とする。 (標仕 14.4.3(a),(b),14.4.4(k))

1. 一般事項  
 設計風圧力 : 外部仕上の指示による。  
 2. 屋外下地の形式及び寸法と耐風圧補強  
 ※天井の下地適用部材は以下とする。

屋外天井下地適用部材表			
設計風圧力	・2000N/m <sup>2</sup> 以下	・2500N/m <sup>2</sup> 以下	・3000N/m <sup>2</sup> 以下
インサートピッチ	900	900	750
野縁受	部材 C-38×12×1.6 ピッチ(単位mm) 900	部材 C-38×12×1.6 ピッチ(単位mm) 600	部材 C-38×12×1.6 ピッチ(単位mm) 750
野縁	部材 CW-25 ピッチ(単位mm) 225	部材 CW-25 ピッチ(単位mm) 300	25形ダブル ピッチ(単位mm) 300
ハンガー	耐風圧ハンガー	耐風圧ハンガー	耐風圧ハンガー
クリップ	耐風圧クリップ (C38用)	耐風圧クリップ (C38用)	耐風圧クリップ (C38用)
吊り長さ寸法(単位mm)	吊り長さ 9φ 寸法 12φ 吊りボルト 9φ+□-19×19×1.2	400以下 700以下 1900以下	450以下 800以下 2100以下

注) ケイ酸カルシウム板 t=6mmの場合の部材選定目安 (ケイ酸カルシウム板+下地材 : 単位重量 100N/m<sup>2</sup>)

※仕上材料重量により、天井下地、天井取付けビスの強度計算書を作成、検証し提出すること。  
 「風圧力 2000N/m<sup>2</sup>以下の場合の部材構成参考図」  
 ・野縁受 : [-38×12×1.6 @900mm  
 ・野縁 : CW-25 W=50×25×0.5 @225mm

※施工時詳細検査要領

※以下のフローに基づき、施工要領書、耐震、耐風圧計算書を作成、検証し提出すること。

耐風圧天井下地の強度算定  
 斜め部材の負担面積の算定と検証  
 天井の水平変位の算定  
 壁際クリアランス寸法の設定確認  
 計算書および納まりの確認・検証 (各部納り施工詳細図、斜め部材配置図)  
 ※斜め部材配置は、天井内設備との配置調整確認を行うこと  
 ※斜め部材の設置は本図の基本要領図によるが、斜め部材の設置が天井下地組立上困難な場合は、同等の効果のある部材補強等で代替措置を行って良いものとする。

壁際クリアランス設置 基本要領図

壁際クリアランス-1

壁際クリアランス-2

壁際クリアランス-3

壁際クリアランス-4

B仕様における壁と天井の取り合い部推奨事例

推奨する天井と壁の納まり要領

見切材のみ壁に接している  
 許容値以上の隙間がある  
 見切材のみ壁に接している  
 設計上は隙間なし (施工誤差程度の隙間は許容)  
 見切材のみ壁に接している  
 許容値以上の隙間がある  
 見切材のみ壁に接している  
 設計上は隙間なし (施工誤差程度の隙間は許容)  
 見切材のみ壁に接している  
 許容値以上の隙間がある  
 見切材のみ壁に接している  
 設計上は隙間なし (施工誤差程度の隙間は許容)  
 見切材のみ壁に接している

Table with columns for revision details (特記補足仕様書, 1章 一般共通事項, 補5節 施工) and revision content (補1.5.1 総合図等, 補1.7.1 工事完成図書, 補1.7.2 竣工データファイル).

Table with columns for revision details (補1.7.5 施工者による自主的な品質管理), table for 補表1.7.1 建築工事監理指針による基本要項品質及び施工計画書に記載する品質計画, and revision content (c) 自主施工管理者の実施する重点管理項目は、(b)による事項について、施工者は監理者との協議により、当該工事の品質管理上必要な事項を重点管理項目に選定して、運用する。

Table with columns for revision details (補8節 性能試験) and revision content (c) 試験の工程, including tables for 補表1.8.1 耐風圧性能(Pa), 補表1.8.2 気密性能(等級), 補表1.8.3 水密性能(Pa), 補表1.8.4 遮音性能(等級), 補表1.8.5 断熱性能(W/(㎡・K)), 補表1.8.6 日射熱取得性能, 補表1.8.7 面内変位追随性能(rad), 補表1.8.8 耐風圧性能(Pa), 補表1.8.9 耐風圧性能(Pa), 補表1.8.10 耐風圧性能(Pa).

Table with columns for revision details (補7節 完成図書) and revision content (7) カーテンウォール工事, including tables for 補表1.8.11 耐風圧性能グレード, 補表1.8.12 層間変位追随性能グレード, 補表1.8.13 水密性能グレード, and 補表1.8.14 遮音性能測定・測定方法.

Table with columns for design, verification, and revision details, including project name (徳島県県土整備部宮崎課) and revision number (17992).





